明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一八）　一

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務一六二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一六三）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇四）　五
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一三三九）　六
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一三四〇）　七
○農薬を登録した件（同一三四一）　八
○農薬の登録が失効した件（同一三四二）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二四九、二五〇）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一一〇）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一一一）　八
○道路に関する件（北海道開発局一三八～一四〇）　八
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局三二）　八

〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
労　働
中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

## 省令

**○厚生労働省令第百十八号**

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第四号の規定に基づき、言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

言語聴覚士法施行規則の一部を改正する省令

言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）<br>**第十六条**　法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 | （法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者）<br>**第十六条**　法第三十三条第四号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。<br>（新設） |
| 一　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。）において法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者 | |